

前橋市火災予防条例の改正について（議案第161号）

消防局予防課

1 改正の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 条例に規定する急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等に充電する設備）の全出力の上限を200キロワット（現行は、50キロワット）に拡大する。
- (2) 急速充電設備の全出力の上限拡大に伴い、同設備の位置、構造及び管理に関する基準について、全出力50キロワットを超えるものを屋外に設置する場合は原則として建築物から3メートル以上の距離を保つこととする等、規定を整備する。
- (3) 全出力50キロワットを超える急速充電設備について、消防長への設置の届出の対象とする。

3 施行期日

令和3年4月1日